

池田市告示257号

騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域について告示する。

平成22年12月28日

池田市長 倉田 薫

○騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域

騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3条第1項の規定及び大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例(平成12年大阪府条例第21号)第5条の規定により、池田市域(大阪国際空港の敷地を除く。)を特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域として指定し、平成23年1月1日から実施する。